

市区町村別集計項目(推進体制等)

秋田県	
市区町村数	25

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	担当課(室)名	所属	事務所掌	庁内連絡会議の有無	諮問機関の有無	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 (2022年4月1日現在で有効なもの)				
								有			無	有			無	
								条例名称	公布日(西暦)	施行日(西暦)	現在の状況	計画名称	計画期間	女性活躍推進法との関係	計画策定の方法	現在の状況
						9	16	4			25					
5	201	秋田市	生活総務課	1	2	0	1				0	第5次秋田市男女共生社会への市民行動計画	2018年4月1日 ~ 2023年3月31日	1	1	
5	202	能代市	市民活力推進課	1	2	0	1				0	第2次能代市男女共同参画計画	2018年4月1日 ~ 2028年3月31日	1	1	
5	203	横手市	地域づくり支援課	1	2	1	1				0	横手市男女共同参画行動計画第4次計画	2021年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1	
5	204	大館市	企画調整課	1	2	0	0				3	第3次大館市男女共同参画社会推進計画	2021年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1	
5	206	男鹿市	企画政策課	1	2	0	0				0	第4次男鹿市男女共同参画計画	2021年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1	
5	207	湯沢市	まちづくり協働課	1	2	1	1	湯沢市男女共同参画推進条例	2013年3月21日	2013年4月1日		湯沢市第4次男女共同参画計画	2021年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1	
5	209	鹿角市	生活環境課	1	2	1	1				0	第4次鹿角市男女共同参画計画	2021年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1	
5	210	由利本荘市	総合政策課	1	2	0	1	由利本荘市男女共同参画推進条例	2009年4月1日	2009年4月1日		第4次由利本荘市男女共同参画計画	2021年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1	
5	211	潟上市	企画政策課	1	2	1	1	潟上市男女共同参画推進条例	2006年3月28日	2006年3月28日		第4次潟上市男女共同参画推進計画	2021年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1	
5	212	大仙市	総合政策課	1	2	1	1	大仙市男女共同参画推進条例	2008年9月24日	2008年10月1日		第3次大仙市男女共同参画プラン	2020年4月1日 ~ 2025年3月31日	1	1	
5	213	北秋田市	生活課	1	2	1	1				0	第3次北秋田市男女共同参画計画	2021年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1	
5	214	にかほ市	子育て支援課	1	2	1	1				0	第4次にかほ市男女共同参画計画	2022年4月1日 ~ 2027年3月31日	1	1	
5	215	仙北市	企画政策課	1	2	0	1				0	第4次仙北市男女共同参画計画	2022年4月1日 ~ 2027年3月31日	1	1	
5	303	小坂町	総務課企画財政班	1	2	0	0				0	第2次小坂町男女共同参画推進計画	2017年4月1日 ~ 2022年3月31日	1	1	
5	327	上小阿仁村	総務課	1	2	1	1				0	上小阿仁村男女共同参画計画	2020年4月1日 ~ 2025年3月31日	1	1	
5	346	藤里町	総務課	1	2	0	0				0	藤里町男女共同参画社会づくり基本計画	2016年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1	
5	348	三種町	企画政策課	1	2	1	1				0	第4次三種町男女共同参画推進計画	2022年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1	
5	349	八峰町	総務課	1	2	0	0				0	八峰町男女共同参画基本計画	2022年4月1日 ~ 2027年3月31日	1	1	
5	361	五城目町	総務課	1	2	0	0				0	五城目町男女共同参画計画	2019年4月1日 ~ 2024年3月31日	0	1	
5	363	八郎潟町	総務課	1	2	0	0				0	八郎潟町男女共同参画計画	2022年4月1日 ~ 2027年3月31日	1	1	
5	366	井川町	総務課	1	2	0	0				0	第3次井川町男女共同参画計画	2020年4月1日 ~ 2023年3月31日	1	1	
5	368	大潟村	福祉保健課	1	2	0	1				0	第4次大潟村男女共同参画社会行動計画	2020年4月1日 ~ 2025年3月31日	1	1	
5	434	美郷町	企画財政課	1	2	0	1				0	第3次美郷町男女共同参画みさと計画	2022年4月1日 ~ 2027年3月31日	1	1	
5	463	羽後町	企画財政課	1	2	0	1				2	羽後町男女共同参画社会行動計画 第4次計画	2019年4月1日 ~ 2024年3月31日	1	1	
5	464	東成瀬村	企画課	1	2	0	0				0	東成瀬村男女共同参画計画	2014年4月1日 ~ 2024年3月31日	0	1	

<選択肢回答>

- | | | | | |
|--|-----------------------------|---|--|------------------------------------|
| 所属
1 首長部局
2 教育委員会 | 庁内連絡会議
1 有
0 無 | 男女共同参画に関する条例
現在の状況
1 2023年3月末までの制定を目途に検討中
2 2022年度以降の制定を目途に検討中
3 その他
0 検討していない | 男女共同参画に関する計画
女性活躍推進法の推進計画との関係
1 一体
0 一体でない
計画の策定方法
1 単独計画として策定
0 総合計画の一部として策定 | 現在の状況
1 策定予定有
0 策定予定無 |
| 事務所掌
1 男女共同参画・女性等を名称に冠した専管課
2 1ではない | 諮問機関
1 有
0 無 | | | |

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2022年4月1日現在で開設済の施設)					施設形態		管理・運営主体							
			名称	愛称・通称	郵便番号	所在地等 住所	電話番号	FAX番号	ホームページ	単独	複合	施設管理			事業運営		
												直営	指定管理者	その他	直営	指定管理者	その他
			8						2	6	7	1	0	7	0	1	
5	201	秋田市															
5	202	能代市	能代市男女共同参画支援コーナー		016-0842	能代市追分町4-26 能代市勤労青少年ホーム内	0185-52-0355	0185-52-0355	https://www.city.noshiro.lg.jp/sangyo/danjo-kyodo/5969		○		○			○	
5	203	横手市															
5	204	大館市															
5	206	男鹿市	男鹿市男女共同参画推進活動室		010-0511	男鹿市船川港比詰字大沢田44-4	0185-24-3140			○	○				○		
5	207	湯沢市	湯沢市男女共同参画センター	はあとぴあ	012-0826	湯沢市柳町二丁目1番39号	0183-72-5750	0183-72-5750	https://www.city-yuzawa.jp/soshiki/3/114.html		○	○			○		
5	209	鹿角市															
5	210	由利本荘市	由利本荘市男女共同参画推進活動室		015-0076	秋田県由利本荘市東町15	0184-24-6226	0184-23-1322		○		○			○		
5	211	潟上市	潟上市男女共同参画センター	ウイズ	018-1401	潟上市昭和久保字元木田152番地	018-853-5302	018-853-5211	https://www.city.katagami.lg.jp/gyosei/machizukuri/daniokvodo/2677.html	○		○			○		
5	212	大仙市															
5	213	北秋田市	北秋田市男女共同参画活動拠点施設	ハートフルプラザ北秋田	018-3311	北秋田市材木町2番2号(北秋田市交流センター内)	0186-63-2321	0186-63-2322			○	○			○		
5	214	にかほ市															
5	215	仙北市	仙北市男女共同参画拠点施設	角館交流センター	014-0368	仙北市角館中菅沢77-30	0187-54-1003	0187-54-1004			○	○			○		
5	303	小坂町															
5	327	上小阿仁村															
5	346	藤里町															
5	348	三種町															
5	349	八峰町															
5	361	五城目町															
5	363	八郎潟町															
5	366	井川町															
5	368	大潟村	大潟村男女共同参画拠点施設	ちゃっこ	010-0443	南秋田郡大潟村字中央1番地21	0185-45-2611			○	○				○		
5	434	美郷町															
5	463	羽後町															
5	464	東成瀬村															

市区町村別集計項目(男女共同参画に関する宣言、首長、自治会長等の状況)

秋田県

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画に関する宣言			首長、自治会長等の状況														
			宣言年月日	宣言名称	宣言の形態	市区長数	うち女性市区長数	女性比率(%)	副市区長数	うち女性副市区長数	女性比率(%)	町村長数	うち女性町村長数	女性比率(%)	副町村長数	うち女性副町村長数	女性比率(%)	自治会長数	うち女性自治会長数	女性比率(%)
			9			13	0	0.0	16	0	0.0	12	0	0.0	10	0	0.0	4,600	128	2.8
5	201	秋田市	2015年10月31日	秋田市男女共生推進都市宣言	1	1	0	0.0	2	0	0.0							1012	47	4.6
5	202	能代市	2010年11月3日	能代市男女共同参画都市宣言	1	1	0	0.0	1	0	0.0							352	4	1.1
5	203	横手市	2008年10月4日	横手市男女共同参画都市宣言	1	1	0	0.0	2	0	0.0							619	38	6.1
5	204	大館市				1	0	0.0	1	0	0.0							337	5	1.5
5	206	男鹿市	2012年3月20日	男鹿市男女共同参画都市宣言	1	1	0	0.0	1	0	0.0							145	6	4.1
5	207	湯沢市				1	0	0.0	1	0	0.0							23	1	4.3
5	209	鹿角市				1	0	0.0	0	0								188	0	0.0
5	210	由利本荘市	2009年4月1日	由利本荘市男女共同参画宣言	1	1	0	0.0	2	0	0.0							490	5	1.0
5	211	潟上市	2006年6月23日	男女共同参画かたがみ宣言	2	1	0	0.0	1	0	0.0							108	2	1.9
5	212	大仙市	2007年11月17日	大仙市男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	2	0	0.0							519	8	1.5
5	213	北秋田市				1	0	0.0	1	0	0.0							229	8	3.5
5	214	にかほ市	2011年6月1日	にかほ市男女共同参画都市宣言	1	1	0	0.0	1	0	0.0							103	1	1.0
5	215	仙北市				1	0	0.0	1	0	0.0							36	0	0.0
5	303	小坂町										1	0	0.0	1	0	0.0	44	1	2.3
5	327	上小阿仁村										1	0	0.0	1	0	0.0	20	1	5.0
5	346	藤里町										1	0	0.0	1	0	0.0	34	0	0.0
5	348	三種町										1	0	0.0	1	0	0.0	102	1	1.0
5	349	八峰町										1	0	0.0	1	0	0.0	34	0	0.0
5	361	五城目町										1	0	0.0	1	0	0.0	70	0	0.0
5	363	八郎潟町										1	0	0.0	1	0	0.0	32	0	0.0
5	366	井川町										1	0	0.0	0	0		29	0	0.0
5	368	大潟村										1	0	0.0	1	0	0.0	22	0	0.0
5	434	美郷町										1	0	0.0	1	0	0.0	17	0	0.0
5	463	羽後町	2001年9月30日	羽後町女性議会宣言	4							1	0	0.0	1	0	0.0	21	0	0.0
5	464	東成瀬村										1	0	0.0	0	0		14	0	0.0

<選択肢回答>
 男女共同参画に関する宣言
 宣言の形態
 1 首長声明
 2 議会の議決
 3 庁内連絡会議の決定
 4 その他

調査時点	議会関係は2022年7月1日(その他2022年4月1日)
------	------------------------------

都道府県	市区町村	議員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査							議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。									
			問1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問2 問1で1を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問3 問1で1を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問4 問3で1を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問5 問1で1を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問6 問5で1を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問7 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他				
		1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1. を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。		1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例										
		12	1の合計	25	0	25		0						25	25	25	25	25	21
		3	2の合計	0	14	0		25						0	0	0	0	0	1
		1	3の合計	0	11			0						0	0	0	0	0	0
		9	4の合計	0	0									0	0	0	0	0	3
5	201	秋田市	秋田市議員の旧姓使用に関する取扱要綱 第1条 この要綱は、市長事務部局に勤務する一般職の職員(臨時的任用職員および非常勤職員を除く、以下「職員」という。)が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関し、必要な事項を定めるものとする。	秋田市議会	1	3	1	秋田市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1
5	202	能代市	能代市議員旧姓使用取扱要綱 第3条 市長は、当該職員の旧姓の使用が職務の遂行に著しい支障を生じないと判断したときは、速やかに当該職員の旧姓の使用について承認するものとする。	能代市議会	1	2	1	能代市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1
5	203	横手市		横手市議会	1	2	1	横手市議会会議規則 第2条 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1
5	204	大館市	大館市議員旧姓使用取扱要綱 (旧姓を使用できる文書等)第2条 職員は、専ら市の機関の内部において使用する文書等で、次に掲げる事項に該当し、かつ、総務部長が指定するものについて、旧姓を使用することができる。(1) 公権力の行使に当たる行為に関しないもの(2) 職員としての身分に関しないもの(3) 職務の遂行又は事務処理において誤解又は混乱を生じさせるおそれがないもの	大館市議会	1	2	1	大館市議会規則 第91条2 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1
5	206	男鹿市		男鹿市議会	1	3	1	男鹿市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 第90条第2項 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1
5	207	湯沢市		湯沢市議会	1	3	1	湯沢市議会会議規則 第1章 会議 第1節 総則 (参集) 第1条 省略 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 第2章 委員会 第1節 総則 (議長への通知) 第90条 省略 (欠席の届出) 第91条 委員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届けなければならない。 2 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1
5	209	鹿角市	鹿角市議員旧姓使用取扱要綱 第3条 職員は、法律および条例等の規定に反するおそれなく、かつ、職務遂行上又は事務処理上著しい誤解や混乱を招くおそれのないものにおいて、旧姓を使用することができる。	鹿角市議会	1	3	1	鹿角市議会会議規則 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 議員は出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																		
				問1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問2 問1で1.を選じた場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問3 問1で1.を選じた場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問4 問3で1.を選じた場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問5 問1で1.を選じた場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問6 問5で1.を選じた場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。		問7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない											
									1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他						
			1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選じた場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。		1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例												
			由利本荘市職員旧姓使用取扱要綱 第3条 市長は、当該職員の旧姓の使用が職務の遂行に著しい支障を生じないと判断したときは、速やかに当該職員の旧姓の使用について承認するものとする。	由利本荘市議会	1	2	1	由利本荘市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、事故のため公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1	1			
			潟上市職員の旧姓使用に関する取扱要綱 第2条 旧姓を使用できる文書等は、法令等に抵触するおそれなく職務遂行上支障がないと認められるものとし、概ね別表第1に掲げる基準に該当するものとする。	潟上市議会	1	2	1	潟上市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1	1			
			大仙市職員旧姓使用規程 第1条 この訓令は、職員が婚姻、養子縁組その他の事由により戸籍の氏を変更した場合において、引き続き変更前の戸籍の氏(以下「旧姓」という。)を使用するときの手続その他必要な事項を定めるものとする。 第2条 この訓令の規定は、常勤の職員に適用する。 第3条 職員は、旧姓を用いて文書を作成し、又は旧姓を表示し、若しくは旧姓により応答することができる。ただし、法令等又は職務上特段の支障が生じる場合は、この限りでない。	大仙市議会	1	3	1	大仙市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のために出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1	1			
				北秋田市議会	1	3	1	北秋田市議会会議規則 (欠席の届出)第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1	1			
				にかほ市議会	1	3	1	にかほ市議会会議規則 第2条第2項 議員は出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1	1			
			仙北市職員旧姓使用取扱要綱 第1条 この訓令は、市長部局の職員(臨時及び非常勤の職員を除く。以下「職員」という。)が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めたことによる不利益及び不都合を軽減し、社会活動の継続性を保持するとともに、職員が互いの個性を尊重し、能力を発揮しやすい職場環境の整備を図るため、職員が戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに關し、必要な事項を定めるものとする。(旧姓使用の申請)	仙北市議会	1	3	1	仙北市議会会議規則第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間をあらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1	1		4	
				小坂町議会	1	3	1	小坂町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のために出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1	1	1		
				上小阿仁村議会	1	2	1	上小阿仁村議会会議規則 第2条 議員は公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のために出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1	1	1		
				藤里町議会	1	2	1	藤里町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 (令3規則1一改) 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のために出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1	1	1		4

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査															
				問1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問2 問1で1.を選じた場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問3 問1で1.を選じた場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問4 問3で1.を選じた場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問5 問1で1.を選じた場合、休業期間の報酬について減額の規定はあるか。	問6 問5で1.を選じた場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない									
										議会名	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他	
5	348	三種町	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選じた場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	三種町議会会則規則 (欠席の届出) 第2条 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1		
5	349	八峰町	4		八峰町議会	1	2	1	八峰町議会会則規則 第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のために出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	4	
5	361	五城目町	4		五城目町議会	1	3	1	五城目町議会規則 第2条 第1項 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1	1
5	363	八郎潟町	2		八郎潟町議会	1	2	1	八郎潟町議会会則規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1	
5	366	井川町	1		井川町議会	1	2	1	井川町議会会則規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1	
5	368	大潟村	2		大潟村議会	1	2	1	大潟村議会会則規則 第2条 第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1	
5	434	美郷町	1		美郷町議会	1	3	1	美郷町議会会則規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1	
5	463	羽後町	1		羽後町議会	1	2	1	羽後町議会会則規則 第二条2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の六週間(多胎妊娠の場合にあつては、十四週間)前の日から当該出産の日後八週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1	
5	464	東成瀬村	4		東成瀬村議会	1	2	1	東成瀬村議会会則規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	2	

調査時点 議会関係は2022年7月1日(その他2022年4月1日)

都 道 府 県	市 区 町 村	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査														地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)に、男女共同参画担当部署又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	
		問8 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問9 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問10 議会におけるハラスメント防止に関する取組を行っているか。	問11 問10で1.を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。				問12 問11で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問13 内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」の利用	問14 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っているか。	問15 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問16 問15で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問17 政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。			
		1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設)がされている。(臨時のものも含む) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 関係する規定があるハラスメント防止規程 2. ハラスメント防止規程を制定している 3. ハラスメント防止規程を制定しているが、関係する規定がない 4. その他	4. その他	その他内容		1. 利用している。 2. 利用していないが、今後利用予定である。 3. 利用していない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。			1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)	左記で、1.を選択した場合該当部分の規定を記入してください。		
		0	1	3	1	0	0	0		0	0	0		0			
		1	1	4	0	0	0	0		0	2	2		25			
		0	0	18	0	0	0	0		0	23	2		0			
		24	23		0	0	0	2									
5	201	秋田市	4	4	3						3	4		2			
5	202	能代市	4	1	3						3	2		2			
5	203	横手市	4	4	3						3	4		2			
5	204	大館市	4	4	3						3	4		2			
5	206	男鹿市	2	2	3						3	4		2		問12-8)について、議会内の設置はないが、同庁舎内別階段に「こどものいき」と称したおむつ交換や授乳に利用できるスペースがある。	
5	207	湯沢市	4	4	3						3	4		2		女性議会(模擬議会)の開催(令和元年度～令和2年度)	
5	209	鹿角市	4	4	1			4	ハラスメント防止に関するパンフレット、研修用教材等を配布して周知している		3	4		2			
5	210	由利本荘市	4	4	1			4	ハラスメント防止に関する申し合わせを決定している。		3	4		2			
5	211	湯上市	4	4	3						3	4		2			
5	212	大仙市	4	4	3						3	4		2			
5	213	北秋田市	4	4	1	1			北秋田市議会議員政治倫理条例 (政治倫理基準) 第3条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。 (1) 市民全体の代表者として、その品位と名誉を損なう一切の行為を慎み、その職務に関し不正の疑惑をもたれるおそれのある行為をしないこと。		3	2		2			
5	214	にかほ市	4	4	3						3	4		2		特別実施していることもないが、男女で区別していることもない。	
5	215	仙北市	4	4	2						2	4		2			
5	303	小坂町	4	4	2						3	4		2			
5	327	上小阿仁村	4	4	2						3	4		2			
5	346	藤里町	4	4	2						3	4		2			
5	348	三種町	4	4	3						3	3		2			
5	349	八幡町	4	4	3						3	4		2			
5	381	五城目町	4	4	3						3	4		2			
5	383	八郎潟町	4	4	3						3	4		2			
5	366	井川町	4	4	3						3	4		2			
5	368	大湯村	4	4	2						2	4		2			
5	434	美郷町	4	4	3						3	4		2			
5	463	羽後町	4	4	3						3	4		2			
5	464	東成瀬村	4	4	3						3	3		2			